

太田市告示第58号

地籍調査の実施の告示

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、群馬県知事が令和7年度における地籍調査に関する事業計画を定めたため、同法第7条及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年5月7日

太田市長 穂積 昌信

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 事業計画が定められた年月日 | 令和7年4月25日                               |
| 2 調査を実施する者の名称   | 太田市                                     |
| 3 調査地域          | 新田下江田町・粕川町・出塚町の各一部<br>新田下江田町・粕川町の各一部その2 |
| 4 調査期間          | 令和7年5月7日から<br>令和8年3月31日まで               |